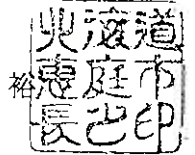


恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第28号

恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 任命権者は、 _____ _____ _____ _____ _____ 公務の運 営上の事情により特別の形態によって勤務す る必要のある職員については、前条第1項及び 第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時 間の割振りを別に定めることができる。_____ _____ _____</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 任命権者は、始業及び終業の時刻につ いて職員（育児短時間勤務職員等又は定年前再任 用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して 当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の 運営に支障がないと認める職員（以下「フレッ クスタイム制勤務職員」という。）又は公務の運 営上の事情により特別の形態によって勤務す る必要のある職員については、前条第1項及び 第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時 間の割振りを別に定めることができる。この場 合において、フレックスタイム制勤務職員につ いては、職員の申告を経て、暦日を単位として、</p>

現行	改正案
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p>	<p><u>月曜日から金曜日までの5日間の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。